

長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市条例第 24 号

長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

長崎市附属機関に関する条例（昭和 28 年長崎市条例第 42 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 1 市長長崎市水産振興計画審議会の項、市長長崎市都市交通審議
会の項、市長長崎市農業振興計画審議会の項及び市長長崎まちづくりのグ
ランドデザイン検討委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。